

業務内容

1 件名

東京都北区放課後子ども総合プラン事業における弁当配達等業務委託

2 目的

放課後子ども総合プラン事業利用児童保護者の弁当作りの負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、弁当配達実施日は以下1～3とし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

1	夏季休業期間	約28日
2	冬季休業期間	約4日
3	春季休業期間	約4日

※詳細な日程は、決定次第、別途お伝えします。

4 履行場所

以下の東京都北区放課後子ども総合プラン33か所

	名称	所在地	学童クラブ数
1	王子放課後子ども総合プラン	王子2-7-40	7
2	王子第一放課後子ども総合プラン	王子5-14-18	4
3	王子第二放課後子ども総合プラン	王子本町2-2-5	1
4	王子第三放課後子ども総合プラン	上十条5-2-3	2
5	王子第五放課後子ども総合プラン	上十条2-18-17	2
6	豊川放課後子ども総合プラン	豊島3-10-23	3
7	堀船放課後子ども総合プラン	堀船2-11-9	3
8	柳田放課後子ども総合プラン	豊島2-11-20	2
9	東十条放課後子ども総合プラン	東十条3-14-23	3
10	としま若葉放課後子ども総合プラン	豊島5-3-30	1
		豊島5-5-5-107	1
11	十条放課後子ども総合プラン	中十条3-1-6	2
12	赤羽放課後子ども総合プラン	赤羽1-24-6	3
13	岩淵放課後子ども総合プラン	岩淵町6-6	1
14	なでしこ放課後子ども総合プラン	志茂1-34-17	3
		神谷3-10-8-122	2
15	第四岩淵放課後子ども総合プラン	赤羽3-24-23	3
16	梅木放課後子ども総合プラン	西が丘2-21-15	2
17	都の北学園放課後子ども総合プラン	神谷2-30-1	5
18	桐ヶ丘郷放課後子ども総合プラン	桐ヶ丘1-10-23	3
19	袋放課後子ども総合プラン	赤羽北2-15-3	3

20	八幡放課後子ども総合プラン	赤羽台3-18-5	1
21	浮間放課後子ども総合プラン	浮間3-4-27	4
22	西浮間放課後子ども総合プラン	浮間2-7-1	3
23	赤羽台西放課後子ども総合プラン	赤羽台2-1-34	1
		赤羽西5-7-5	1
24	西が丘放課後子ども総合プラン	西が丘1-12-14	2
25	滝野川放課後子ども総合プラン	西ヶ原1-18-10	4
		西ヶ原1-41-3	1
26	滝野川第二放課後子ども総合プラン	滝野川6-19-4	3
27	滝野川第三放課後子ども総合プラン	滝野川1-12-27	2
28	滝野川第四放課後子ども総合プラン	東田端2-5-23	2
		東田端1-12-14	2
29	滝野川第五放課後子ども総合プラン	昭和町3-3-12	2
30	西ヶ原放課後子ども総合プラン	西ヶ原4-19-21	3
31	谷端放課後子ども総合プラン	滝野川7-12-17	2
32	田端放課後子ども総合プラン	田端3-24-14	4
33	滝野川もみじ放課後子ども総合プラン	滝野川3-72-1	3

※所在地及び学童クラブ数は令和8年1月22日時点の見込み

5 契約方法

(1) 種別

単価契約

(2) 内訳

ア 配送料（配送にかかる人件費、交通費、燃料費、保冷剤等の消耗品費を含む。）

イ 配食弁当受付サイト（以下「注文サイト」という。）利用料

ウ クレジットカード等手数料

6 業務内容

(1) 注文の受付

受注者は、ウェブサイト上に注文サイトを設け、注文サイトの登録手続きを行った児童の保護者（以下「利用者」という。）から、希望日の前日まで弁当の注文を受け付けること。

(2) 注文等の期限

弁当の注文及び注文のキャンセル及び数量変更の期限は、可能な限り履行日の土日祝日を除く前日の正午までとする。

(3) 弁当代金の支払い方法

弁当代金は、利用者が注文サイト上にてクレジットカード決済等の電子決済により受注者に直接支払いを行うことができる方法とすること。

(4) 弁当の内容

弁当の内容（メニュー）は、以下のとおりとする。

ア お弁当の量及び質が児童に相応しいこと（以下「11 基準」を参照のこと）。

イ 放課後子ども総合プラン事業内での調理は不可のため、調理が不要であり、常温での保

存が可能であること。

ウ 極力、食品添加物を使用しないこと。

エ 年間を通じてメニューの内容に変化を持たせること。

オ 遺伝子組み換えの原材料は使用しないこと。

(5) 弁当の価格帯

受注者は、弁当1食あたりの価格を税込み650円以内とすること。

(6) 品質管理能力

弁当の保管及び配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全かつ確実な納品が可能であること。

(7) 弁当の献立表の作成

受注者は、原則履行日の10日前までに、注文サイトに献立表を掲載すること。

献立表には品書き、アレルゲン表示（特定原材料8品目）を記載すること。また、可能な限り、原材料の表示に努めること。

(8) 弁当の配送

弁当は受注数1個から配送すること。また、受注者は各履行場所への配送能力があり、適切な配送計画が立てられること。配送に要する経費は発注者が負担するものとし、弁当価格に転嫁しないこと。

(9) 弁当の納品

午前9時から正午までの間に、各履行場所へ納品すること。注文した利用者の児童氏名が分かるよう一覧表等を添えること。また、納品時には、納品書を提出すること。

(10) 弁当容器及び残菜の回収

受注者は、弁当容器についてリユース食器を使用することとし、カトラリー（箸を含む）は児童の使用に適したもの用意すること。回収については、各履行場所に弁当容器及び残菜を午後1時から午後5時までの間に行い、残菜等は受注者の責任において適正に処分すること。

(11) 問い合わせ対応

利用者からの問い合わせ対応を行う連絡の方法、手段等の体制を整え、対応すること。また、利用者との弁当に関する苦情やトラブルが発生した場合は、責任をもって対応することとし、発注者に報告すること。

(12) 業務報告書の提出

受注者は、履行した翌月10日までに、配送日及び配送先ごとの利用者数を記載した業務報告書を発注者へ提出すること。

(13) その他

注文サイト利用料及びクレジットカード等手数料は、発注者が負担するものとし、弁当価格に転嫁しないこと。

7 事業計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに、以下を記載した事業計画書を発注者に提出すること。

(1) 緊急連絡体制

(2) 食品衛生責任者及び調理師免許を有する調理業務従事者等の一覧表

(3) 各資格の写し

(4) 各履行場所への配送計画書

8 請求

受注者は、別紙の契約金額支払い表に記載された金額を、小学校長期休業期間が終了するごとに実績に応じて請求するものとする。

なお、弁当代金は、利用者が注文サイト上で、クレジットカード決済等の電子決済により受注者に直接支払うため、発注者に請求しないこと。

9 支払方法

発注者は、上記8による受注者からの請求書を受理し、業務報告書により履行を確認した後、支払いを行う。

10 衛生危機管理対応

HACCPに沿った衛生管理に取り組むほか、以下（1）～（3）に取り組むこと。

（1）食品衛生法の遵守

受注者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による飲食店営業許可を受けているものとし、衛生管理を徹底して食中毒の防止に万全を期すこと。

（2）異物混入防止

異物混入等の事故が起きないよう、食品衛生責任者による食材料の納入時の立会いと検収を徹底し、点検を実施するとともに、作業開始前に器具等の破損箇所や、破損の恐れがないこと等を十分に確認すること。

その他従事者もお互いに注意喚起等を行うこと。異物混入があった場合又はその疑いがある場合は、食品衛生責任者が、速やかに各履行場所及び発注者へ連絡をすること。

（3）事故等への対応

食中毒発生時等の事故等、不測の事態に備えた緊急連絡体制を各履行場所責任者及び発注者へ提出すること。

11 基 準

受注者は、下表に示した「児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準（文部科学省策定）」の基準値（児童（8歳～9歳）の場合）を確保することを目安に、献立を作成すること。

区分	基準値
エネルギー (kcal)	650
たんぱく質 (%)	学校給食によるエネルギー全体の13%～20%
脂 質 (%)	学校給食によるエネルギー全体の20%～30%
ナトリウム（食塩相当量） (g)	2未満
カルシウム (mg)	350
マグネシウム (mg)	50
鉄 (mg)	3
ビタミンA (μ gRAE)	200
ビタミンB1 (mg)	0.4
ビタミンB2 (mg)	0.4
ビタミンC (mg)	25
食物繊維 (g)	4.5以上

(注1) 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜 鉛 … 2 mg

(注2) この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

(注3) 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

12 遵守事項

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。

(2) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに発注者に速やかに報告すること。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 契約の履行にあたっては、「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

(5) 本業務の履行にあたって、受注者は北区環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。

(6) 受注者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。

13 その他

(1) 受注者は、受託業務を円滑に遂行するために、従事者のうちから作業現場の業務執行上の責任者を配置し、業務の執行管理及び他の従事者の管理指導に当たること。

(2) 受注者が業務履行中に、故意又は過失により、区又は第三者に損害を与えたときは、受注者の負担で損害を賠償すること。

(3) 受注者は、本契約の履行にあたり、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。

(4) 本業務の履行に際し、受注者は関係する法規など委託業務の実施に関する諸法令（労働基準関係法令等）を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

(5) 従業員等に対する諸法規の適用は、受注者の責任と負担において行うこと。

(6) 本書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区と受注者が協議のうえ決定するものとする。